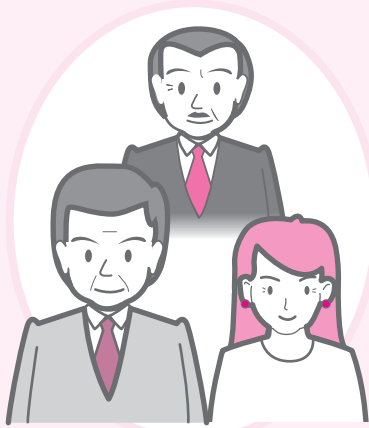


# 40歳以上65歳未満の組合員の皆さんへ

**平成20年度の介護掛金率が決定しました**

医療保険者である共済組合は、介護保険に要する費用として、40歳以上65歳未満の組合員である第2号被保険者から介護掛金を、また、所属所から介護負担金を徴収し、社会保険診療報酬支払基金へ介護納付金として納付します。社会保険診療報酬支払基金では、すべての医療保険者から集まった介護納付金を一定の交付率で全国の市町村に交付し、介護保険のサービス費用に充当しています。

平成20年度の介護掛金率は、下表のようになります。



本年度共済組合が支払う介護納付金額 6億3330万円

介護掛金率

	期末手当等の率	毎月の率
一般・特定消防	4.3	5.375
特別職・市町村長	4.3	4.3

**短期給付における  
個人情報取り扱いについて**

組合員および被扶養者ならびに年金受給者の皆さまの個人情報は、共済組合が業務を行ううえでなくてはならないものであり、その取り扱いについては共済組合の個人情報保護に関する基本方針に基づき安全に保管し、適正に取り扱うことを最大の課題と認識し事業運営を行っています。

**給付方法と医療費のお知らせに関する  
同意について**

共済組合では、皆さまが医療機関の窓口で高額な自己負担額を支払った場合、組合員からの請求に基づかず、医療機関からのレセプトに基づき給付をしています。また、医療費増高対策の一つとして、医療費や健康に関心を持っていただくことを目的に、世帯単位で医療費のお知らせを作成しています。これらの取り扱いについては、本人の同意が求められています。つきましては、次のことについて皆さまからのご異議がなければ同意されたものとみなしますのでご了承ください。

- 1 高額療養費、一部負担金払戻金等を本人の請求に基づかず支給すること
- 2 「短期給付決定及び送金通知書」(一覧表)を所属所長に送付すること
- 3 「医療費のお知らせ」を世帯単位で作成すること

なお、1について同意されない場合は、高額療養費、一部負担金払戻金等は、組合員の皆さまがそのつど共済組合へ請求していただくこととなります。